

## 会員入会規程

本規程は、一般社団法人住生活リフォーム推進協会（以下「当法人」という）の定款の（委任）第54条に基づき、（会員の種類）第7条第1項に定める会員の入会手続について、必要な事項を定めるものとする。

### （入会条件）

第1条 当法人の正会員になろうとするものは、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- （1）建設業許可を有する事業者又は常勤の建築士、建築施工管理技士その他別表1に掲げる法律に基づく資格者が在籍する事業者で、住宅増改築に関わる建築工事を消費者に直接行なう個人及び法人

（別表1）その他法律に基づく資格

建築設備士	管工事施工管理技士
電気工事施工管理技士	浄化槽設備技士
電気工事士	電気主任技術者
電気通信主任技術者	給水装置工事主任技術者
消防設備士	液化石油ガス設備士
ガス消費機器設置工事監督者	—

- （2）定款第3条に定める当法人の目的及び活動に賛同して、これに積極的に参加または協力すること。
- （3）住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施して健全経営をすること。
- （4）当法人の会費規程に基づき、入会金及び会費の納入義務があることを承諾すること。
- （5）定款及び会員業務遵守規程並びに社員総会の決議を遵守して活動すること。
- （6）暴力団等の反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。
- （7）正会員2名以上の推薦があること。
- （8）消費者からの相談に応じるため、店舗その他の相談窓口を設けること。
- （9）工事保険に加入すること。
- （10）リフォーム瑕疵保険の事業者登録をしていること。
- （11）労働者災害補償保険及び雇用保険に加入していること。
- （12）当法人が指定する会員情報を、自らが運営するホームページ上で公開すること及び当法人が運営するホームページ上で公開することを承諾すること。
- 2 当法人の賛助会員になろうとするものは、当法人を援助する意思を有し、前項第4号から第6号のいずれにも該当しなければならない。

(入会手続)

第2条 当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員の入会申込書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申込者が、法人の場合は当該法人の履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票

(2) 第1条第1項第1号に掲げる常勤の在籍有資格者の資格者許可証の写し

(3) 直近3年間の決算書の写し

(4) 正会員2名の推薦書

(5) 会社案内パンフレット等、申込者の事業内容が記載された書類等

3 賛助会員の入会申込書には前項第1号及び第5号の書類を添付しなければならない。

(入会審査)

第3条 当法人が第2条に定める書類を受領した場合、理事会は入会の審査を行い、その結果を申込者に対し通知するものとする。

2 当法人は入会の審査にあたり必要な情報の照会を申込者に対し求めることができる。

(会員資格の取得)

第4条 申込者は前条に基づく理事会の入会決議が成立した日の翌月1日付をもって、当法人の会員となる。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃には理事会の承認を要する。

附則

本規程は、平成28年7月15日から施行する。

本規程は、平成29年1月26日から施行する。